

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年12月大治町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番林 健児議員、8番林 哲秀議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員。

○議会運営委員長（松本英隆君）

6番松本です。議会運営委員会は11月26日に開会し、令和元年12月定例会の日程を本日から12月20日までの18日間と決定しましたので御報告いたします。

○議長（横井良隆君）

お諮りいたします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から12月20日までの18日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの18日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議員の辞職許可について御報告申し上げます。

12月2日付で服部勇夫議員から辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定に基づきこれを許可いたしました。

このたびの件につきましては、町民の信頼を損なう非常に残念なことであり、町民の

皆様には心からおわびを申し上げます。

次に、欠員となっておりました議会運営委員長ですが、本日開催の議会運営委員会で松本議員が委員長と決定をいたしました。

日程第4、議案第30号から日程第8、議案第34号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第30号大治町下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

大治町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。令和元年12月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令に基づき、下水道事業に財務規定等を適用するためでございます。

議案第31号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和元年12月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第32号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和元年12月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第33号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和元年12月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第34号大治町下水道条例の一部を改正する条例について。

大治町下水道条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和元年12月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、責任技術者の登録制度が愛知県下水道協会に一本化されるためでございます。

○議長（横井良隆君）

日程第9、議案第35号から日程13、議案第39号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第35号令和元年度大治町一般会計補正予算。

令和元年度大治町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9601万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億8890万6000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、既定の債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正による。令和元年12月3日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、総務費において、データ処理等業務委託料として1222万9000円を計上し、民生費において、障害福祉サービス費として7996万3000円、障害児通所支援給付費として2957万5000円、介護保険特別会計（保険事業勘定）へ繰り出しを905万1000円、後期高齢者福祉医療費給付金を230万円増額し、農林水産費において、緊急農地防災事業負担金として105万4000円を計上し、教育費において、消耗品費として1805万9000円、デジタル指導用教科書システム設定委託料として16万5000円を計上するものでございます。

これらの財源としましては、国・県支出金、繰入金、繰越金及び諸収入を充てるものでございます。

また、今回の補正により生じた余剰一般財源2億4021万9000円を財政調整基金に積み

立てるものでございます。

議案第36号令和元年度大治町国民健康保険特別会計補正予算。

令和元年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6276万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7511万7000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年12月3日提出、大治町長。

今回の主な補正の内容は、歳出におきましては、一般管理費として56万1000円、一般被保険者療養給付費として5383万7000円、一般被保険者高額療養費として2336万7000円を増額するものでございます。

これらの財源としましては、一般被保険者国民健康保険税、国民健康保険制度関係業務事業費補助金及びその他繰越金を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

議案第37号令和元年度大治町介護保険特別会計補正予算。

令和元年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9189万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2266万7000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年12月3日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、総務費について、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修費の国庫補助金内示に伴い財政更正を行い、また、保険給付費として8732万円、地域支援事業費として239万4000円を増額するものでございます。

これらの財源として、一般会計繰入金、基金繰入金及び繰越金を充てるものでございます。

議案第38号令和元年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算。

令和元年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2582万6000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年12月3日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、前年度決算により生じた剰余金を一般会計へ繰出金として133万2000円を増額するものでございます。

議案第39号大治町道路線の認定について。

道路法第8条の規定により、大治町道路線を別紙のとおり認定するものとする。令和元年12月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、寄附採納に伴い路線を認定するためでございます。

○議長（横井良隆君）

日程第14、請願第1号「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書採択に関する請願書についてを議題といたします。

この請願については、先にお手元に配付した請願文書表のとおりです。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、この請願に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 1名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定をいたしました。

日程第15、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件については、お手元に配付いたしました表に基づき、1の内容については議員を派遣しましたので報告いたします。

次に、2の内容については議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時15分 散会